

平成22年度第7回 税制調査会議事録

日 時：平成22年11月4日（木）19時12分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。先ほど企画委員会において「今後の進め方」及び「平成23年度税制改正の検討項目」について議論を行いましたので、本日はまずその御報告をいたします。その後、主要事項のうち、法人課税等について審議を行います。

それでは、野田会長、片山会長代行、玄葉会長代行、海江田会長代行よりごあいさつをいただきます。

○野田財務大臣

衆議院、参議院の本会議が大変長引いて、その後の会議もいろいろと後ろにずれた分、税調本体の会議が遅くなってしまいましたこと、皆様お待たせをしたことを、まずは冒頭申し上げ、深くおわびを申し上げたいと思います。せっかくの会合で、こうやって遅くなってお腹もすいて、ぎすぎすした関係になるのはよくないなと思っていますので、会長のあいさつは短めのあいさつにしたいと思います。

先ほど税調の企画委員会で、今後の進め方、検討項目などを議論して整理させていただきましたけれども、例えば法人課税だと、法人実効税率を引き下げのために課税ベースをどう広げるかという議論。温対税は平成23年度実施に向けて成案を得るということ。個人所得課税についても、所得再分配機能を評価するために、税率構造や諸控除をどうするか。どれをとっても重たい課題でございます。

重たい課題について党の方でも、今日は中野PT座長がお見えでございますが、党の御議論も踏まえて、あるいは国民新党の御意見もいただき、専門家委員会の皆さんの深掘りをした議論も参考にしながらであります。最終的にはこの政府税調で決めるということに改めて確認させていただくとともに、予算編成は年内編成というのは至上命題です。ということは、税制改正のとりまとめ案もそれより少し前で、なるべく12月に入って早い段階でとりまとめということですので、期間は残り1か月しかございません。この1か月間、大変厳しい日程になると思いますけれども、皆様と時折、かんかんがくがくの議論を、大変険悪な雰囲気になって欲しくないと思いますが、なることもあるかもしれませんけれども、最終的には昨日の早稲田の斎藤投手ではありませんけれども、自分の持っているものは仲間だと言えるぐらい、最後はエールを送り合えるような議論を今後していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

片山会長代行、お願いします。

○片山総務大臣

私の方からは、最初のときもお話を申し上げましたが、地域主権改革と地方税の在り方について改めて御認識を共有していただきたいと思います。それは従来、自民党時代から、当時は党の税調でしたけれども、地方税についてもがんじがらめにしてしまうということをやっていたんですけれども、地域主権というのはそうではないと思うんです。

課税主体というのは、国も課税主体ですけれども、千七百幾つの自治体も一つひとつは課税主体である。とすれば、本来ならば自治体ごとにこういう税調が本当はあってもいい。そこで税制の企画とか、歳入、歳出のバランスを見ながら税率をどうするかというのはそれぞれ課税主体が本来考える課題なんですけれども、そういうことが余りなくて、全部ここで決めてしまって、特例まで決めてしまって、税制について自治体がほとんど考えないということになってしまっているのは是正したいと思っています。

何でもかんでも国につけを回すのではなくて、自治体の中で税制を財政運営の要にするというのが本来の姿だと思いますので、一挙にはできませんけれども、徐々にそういうことに近づけていきたいと思っていますので、各省でいろんな税制についての関与とか政策課題が税制にありますけれども、地方税に関することについてはできるだけ国の関与を縮小していく。自治体が責任を持って決めていくという方向を志していただきたいなと思うものですから、このことをまた改めて皆様方の御認識の中に入れていただければと思います。よろしく願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、玄葉会長代行、お願いします。

○玄葉国家戦略担当大臣

それでは、私からできるだけ端的に3点申し上げたいと思います。

会長からもお話のあった法人税でありますけれども、特に新成長戦略を国家戦略室で持っている立場で申し上げれば、下げなければいけないということはもうほぼ共通認識でございます。ただ、では平成23年度どうするのかということについては、ときどき私も外で発言していますけれども、投資減税などともよく比較をしていただいて、財源の問題もその辺りは更に議論を積み重ねていただきたいということが1つ。

もう一つは、子ども手当の設計が始まりました。これは言うまでもないことですが、配偶者控除とか扶養控除の見直しが前提の子ども手当の満額支給だったわけです。したがって、扶養控除をどうするのか、配偶者控除をどうするのかということについての具体的な見通し、こういったものを検討していただきたい。

3点目は、地球温暖化の問題の調整を実は国家戦略室で持つことになったわけではありますが、御存じのように温対税はそれだけではなくて、固定価格買取制度、キャップ、ある意味、この3つの組み合わせでCO2削減をする。もっと言うと、これからもっと大事なことは、どうやってこの組み合わせによって環境イノベーションを引き起こすのか。世界に先駆けて温暖化の問題を我が国が解決するのか、克服するのかという観点で見えていかないと

いけないのではないか。ですから、1つだけ取り出して結論が得られるという話ではないのではないか。つまりは3点セット、今後の日本の環境イノベーション戦略あるいはCO2削減戦略全体の中で、この温対税の最終的な結論をつくっていかねばいけないのではないかということでございます。

最後に政調会長として改めてお願いしたいのは、今日、中野先生がいらっしゃっておられますけれども、租特の問題もすごくいい議論、濃密な議論をしていただきましたし、していただいております。したがって、党の税制改正PTでも、政府税調に提言を提出させていただくことになりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、海江田会長代行からお願ひします。

○海江田内閣府特命担当大臣

先立って、総理官邸で菅総理がお見えになりまして、この税調の総会、10月6日だったと思います。そこで菅総理は進水式だというお話がございました。あれから1か月経ったわけでございます、船は何とか海に浮かぶことができました。これをもう一度ドックに戻して艀装をするのが我々の役割かなと思っております。

その艀装をする際、心がけなければいけないのは、平成23年度の税制改正だと。勿論、これは抜本的な税制改正の第一歩でございますが、平成23年度の税制をどうするかということでございますので、キーワードは3つかなと。

1つは雇用の問題でございます。企業が雇用しやすい税制にしなければいけないのではないだろうか。

2番目は投資だと思います。これは個人も企業もそうでございますけれども、投資を後押しするような税制を考えなければいけないのではないかなと。

3つ目は消費でございます。これも企業や個人も消費をしやすいような税制にしなければいけないのではないか。特に経済対策の面から言って、第1次、第2次の経済対策を打ちましたけれども、税制に手がついておりませんので、そういう方向もどこかに入れておいていただい、勿論、全体的な税制のバランスを失することのないようにやっていただきたいというのが私からのお願ひでございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、ここまででカメラの御退場をお願いいたします。

(カメラ退室)

○五十嵐財務副大臣

それでは、「今後の進め方」及び「平成23年度税制改正の検討項目」について御報告いた

します。

まず、今後の進め方について、お手元に当面の日程の資料を配付しておりますので、御覧ください。今後、税調で本格的に審議していただく事項については、昨年同様、各府省から要望書が提出されている要望項目と、22年度の大綱等において検討課題として示されている主要事項があります。今後の審議はこの要望項目と主要事項とに分けて進めていくことといたします。

各府省からの要望項目については、これまで3回にわたり各府省からのヒアリングを行ってまいりました。また、民主党から租特等にかかる重点要望が提出される予定となっております。これらも踏まえ、昨年同様、財務、総務の政務2役がそれぞれ租特の見直しの基準、いわゆるふるいに基づく個々の要望項目の評価作業を行います。

評価結果については、11月中旬を目途に、言わば0次査定案としてお示しすることとします。その後、昨年同様、財務省、総務省、それぞれ国税、地方税に分けて政務官を中心とした随時調整協議を行い、個別の調整を行うことといたします。こうしたプロセスを経て、各府省からの要望項目の処理について集約を図っていくこととしたいと思っております。

次に主要事項につきましては、お手元に「平成23年度税制改正の検討項目（案）」という資料を配付しております。御覧ください。

資料のとおり、納税環境整備、個人所得課税、資産課税、法人課税等、雇用促進税制等、環境関連税制、市民公益税制、地域主権改革と地方税制、税制改正の基本的方向性、その他としております。個々の項目について、簡単に御説明します。

まず、納税環境整備につきましては、現在、納税環境整備PTにおいて具体的な検討を行っており、PTでのとりまとめを受けて、税調本体会合で審議したいと思っております。

個人所得課税につきましては、22年度大綱において、累進構造を回復させる改革を行って、所得再配分機能を取り戻す必要があるとされており、税率構造や諸控除の見直しに取り組むことが必要でございます。また、金融証券税制について、23年末に期限を迎える上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率の見直し等が課題となります。

資産課税につきましては、22年度大綱において、相続税の課税ベース、税率控除の見直しについて、平成23年度改正を目指すこととされております。また、贈与税の在り方についても検討していく必要がございます。

法人課税等につきましては、本日の議題ですので、追って御審議いただきたいと思っております。

雇用促進税制等につきましては、9月10日に閣議決定された経済対策を踏まえ、雇用を促進するための税制及び環境関連投資等を促進するための税制を検討するため、雇用促進税制等PTを設置しております。PTでのとりまとめを受けて、本体会合でも審議したいと思っております。

環境関連税制については、地球温暖化対策のための税と環境自動車税について検討する必要があると思っております。これらについては、22年度大綱等を踏まえながら検討を行っていきたくと考えております。

市民公益税制につきましては、市民公益税制PTにおいて、具体的な制度設計等を進めているところであります。PTでのとりまとめを受けて、本体会合でも審議したいと思います。

地域主権改革と地方税制については、22年度大綱において、国・地方間の税財源配分を見直す。税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することとされております。これらを踏まえるとともに、住民自治を確立する観点から、地方自治体の自主性、自立性を高める地方税制度の構築について検討していく必要がございます。

税制抜本改革の基本的方向性につきましては、22年度大綱において、税制調査会は専門家委員会からの助言を受けながら、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして工程表を作成し、国民の皆様にお示ししていくこととされております。現在、専門家委員会において、税目ごとの論点の深掘の議論を行っていただいているところであり、税制調査会における審議を深めるに当たり、年末までのしかるべき時期に一度専門家委員会から議論の概要を聴取すべく、専門家委員会に対し、論点の整理を始めていただくことといたしました。

以上のほか、その他の検討事項として、課税の適正化のための改正事項など、要望にない項目についても審議をしていく必要がございます。

以上、「今後の進め方」及び「平成23年度税制改正の検討項目」について御意見、御質問があれば、どなたからでもどうぞ御発言ください。

日程と項目については、これですよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、そのように決めさせていただきます。

その次に、いよいよ法人課税等に入ります。主要事項のうちの法人課税等の審議に入りますが、法人課税等につきましては、法人実効税率の引き下げの検討が最も大きな課題であることから、本日はまず法人実効税率の引き下げの目的、効果について御議論いただいた後、その次にそのために必要な財源をどのように賄うのかについて議論を進めることとしたいと考えております。

まず、10月28日の経済産業省からのヒアリングの御説明の際に、当方から御指摘させていただきました事項につきまして、経済産業省から追加説明をお願いいたします。

池田副大臣、お願いいたします。

○池田経済産業副大臣

お尋ねのありました件に入る前に一言申し上げたいのですが、法人実効税率の問題でありますけれども、この引下げの目的は企業を活性化して成長につなげるという目的です。その目的に照らせば法人税の世界の中だけで、しかも単年度ベースでいわゆるアメリカで大分前から言われた、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則を守るというのが目的にそぐわないのではないかと、まず指摘をしておきたいと思っております。

政務官からのお尋ねについて以下、申し上げたいと思っております。

600社アンケートの詳細というお尋ねであります。アンケートの詳細については「法人

実効税率引き下げについて」という資料を御覧いただきたいと思います。新たに追加した1ページを御覧いただければと思います。

経済産業省が今年の夏に2,000社を対象に実施したもので、603社から回答がありました。そのうち海外事業を行っているとは回答したのは418社、それに対して「法人税率が引き下がらない場合、それを原因の1つとして更に海外移転をするか」また「まず来年度5%引き下げた上で、5年以内に法人税率が国際的水準まで引き下げれば、国内回帰するか」との質問を行いました。

これに対して「ほぼ確実」または「あり得る」と回答した企業には、海外移転による国内売上高の減少割合や、海外移転するであろう設備投資の額、国内回帰する海外売上高の割合等をそれぞれ回答してもらいました。

これを積み上げましたところ4ページにありますように、海外移転の可能性のある売上高がおよそ13兆円、設備投資が1,570億円、従業員数がおよそ10万人、国内回帰の可能性のある売上高がおよそ3.6兆円、設備投資が220億円、従業員が5万人という結果になりました。先日お示ししたGDP押し上げ効果14兆円強という試算は、このアンケート結果を基に産業連関表を用いて全産業ベースの影響を試算したものであります。

次に質問2、海外に出ていく企業がいなくなるのかというお尋ねについて、今回お配りした資料の6ページ目を見ていただきたいと思います。企業の海外移転の主な理由として事業コスト、為替、消費地に近いといったものが挙げられております。下の図は事業コストを更に要因別に分解したものであります。これを見ると税負担の理由は全体の一部となっておりますが、政府が政策として対応できる部分は為替を除けば、為替も実際には自由にならないんですけれども、ほかにはない。今回のアンケートは他の要因を所与のものとして、税負担の変動のみにターゲットを絞って質問をしたものでございます。

次に、経済団体もそう言っている、コミットできるのかというお尋ねでございますが、コミットは、関与するとかいうことを意味しているんだと思うんですが、11月2日に税調に提示された経団連の緊急アンケート、75社が回答したんですが、それでも製造業の7割弱が法人税率5%引き下げが行われた場合、海外移転の抑制または既存国内拠点の維持の検討につながると回答いたしました。経済産業省のアンケート結果と同様の結果であると理解しております。

現在、大島経済産業大臣が議長を務めております国内投資促進円卓会議において、産業界の国内投資拡大に向けた取組み方針と、そのために産業界が政府に求める施策について今、議論をしているところです。これまでに多くの民間団体が投資拡大に向けた法人税減税の必要性を訴えておりまして、今後は産業界からどのように国内投資を拡大していくのかについて、意見表明がなされる見込みです。

事後的な検証は可能なかどうかという質問ですが、検証は当然可能であります。各種統計データや海外展開に関するアンケート等によって、数年後に法人実効税率の引き下げを含む国内立地の維持促進施策の効果が、あらわれているかどうかを検証することになると思

います。なお、租税特別措置に見られる企業認定等の整備によって、個別企業を基に投資や雇用に与える影響を検証することは考えておりません。

法人税パラドックスという言葉があり、余り、ぴんとは来ませんけれども、常識的な理解でお答えをします。これは各国別に見ても税率を引き下げれば税収が上がるという、相関関係があればお示しいただきたいということでありますけれども、7ページを御覧いただきたいと思います。EU15か国です。EUでは法人税率を引き下げてもGDPに占める法人税収は増えており、法人税率引き下げが増収効果を持つことの実証例となっていると考えております。各国別に見ると、必ずしも税率引き下げとの相関関係がないのではないかと御質問であると思いますが、幾つかの国の例では説明ができると思います。

ドイツの2001年の法人実効税率の引き下げ、52から38では課税ベースの拡大をしつつネット減税を実施いたしました。法人税収は初年度に減少いたしました、3年後には税率引き下げ前の水準まで回復をいたしました。フランス、アイルランド、デンマーク等でも税率引き下げ後、数年で税収が上がるという例が見られます。

今後、新規の投資や雇用のためにキャッシュフローを本当に使っていくのか。海外への投資ではなく国内への投資に回っていくのかということですが、リーマンショックで投資を控えている部分があるのは事実でありますけれども、企業は自己資本比率を高めておりまして、これから始まる攻めの投資が国内にもあることが期待できると思います。投資円卓会議での関連等で企業から話を聞いても、そういう感触を得ております。

11ページを御覧いただきたい。実際に経済産業省のアンケートでは法人税率引き下げの中期的な効果として、賃金の増加、雇用の増加、設備投資、研究開発投資を挙げる企業が多く、内部留保増大や債務返済と答えた企業を上回っております。この調査対象は大企業が約4割、中小企業が約6割であり、比較的自己資本の厚い大企業が雇用や投資に回すと回答をしております。

なお、財務省がよく使っている調査は帝国データバンクの調査でありまして、これは大企業が約1割、中小企業が約9割でありまして、中小企業は御存じのように大企業に比べて自己資本比率がまだ十分高くなく、債務返済等に回さざるを得ない企業が多いものと考えております。この資料は必ずしも現実を映し出していないということが言えるのではないかと。そういうことを強調したいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に法人実効税率の引き下げの目的、効果に関して、尾立政務官から御説明をお願いいたします。なお、必要に応じて事務方から補足説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

お手元の資料「法人課税等」を御覧いただきたいと思います。

1ページ目、法人実効税率の引き下げに関しては昨年の税制改正大綱以降、さまざまな閣

議決定がなされています。おおむね成長戦略、企業の競争力強化、外資系企業の立地促進、雇用の確保といった観点を示された上で、9月の経済対策に示されておりますように、課税ベースの拡大等による財源確保と併せて、23年度予算編成、税制改正作業の中で検討して、結論を得るとされています。

以後、資料6ページまでは法人税に関する事実関係の資料でございますので、事務方から説明をさせていただきます。

○安居税制第三課長

財務省主税局税制第三課長でございます。それでは、これから何枚かは事実関係の資料ですので、私から説明をしたいと思います。

2ページ目は法人税収の推移のグラフでございます。法人税収は棒グラフで表しておりますけれども、御覧のとおり景気によりまして大きく変動しております。21年度で6.4兆円、22年度は当初予算では6兆円でしたが、現在国会に提出しました補正予算で7.5兆円に修正されております。

3ページ目は欠損法人割合の推移を出したものでございます。上の四角の折れ線グラフが全法人でございまして、一番右端を御覧いただきますと71.5%の法人が欠損法人である。すなわち納税しているのは3割弱の法人だということでございます。

その下の折れ線グラフが大法人でございまして、一番右側を御覧いただきますと51%の法人が、大法人でも欠損法人となっている状況でございます。

4ページ目は法人税率の推移を表したものでございます。真ん中よりちょっと上にあります太線が基本税率でございまして、平成10年から11年にかけて37.5%から30%まで引き下げられて、現在が続いているということでございます。

その下のちょっと細かい線で書かれたものが中小法人の軽減税率でございまして、基本的には基本税率に連動しておりますけれども、平成21年度の経済対策の一環として22%から18%に引き下げられております。この措置は当面の措置として23年3月までの措置となっております。

5ページ、法人所得課税の実効税率の国際比較でございます。実効税率というのは国税と地方税の税率を合体したものでございます。これで見ますと日本は40.69%ということで米国とほぼ同じ水準。欧州、アジア諸国と比べますと、より高い水準にあるところでございます。

6ページ、社会保険料事業主負担の国際比較でございます。先ほどの所得課税と併せて社会保険料の事業主負担も併せて見ますと、我が国企業負担は諸外国と比べて必ずしも高くないという指摘があるところであります。

事実関係の説明は以上です。

○尾立財務大臣政務官

それでは、先日、経済産業省からも御説明がりましたが、法人実効税率の引き下げの検討に当たり、現在の我が国企業の状況に関して御説明したいと思います。

7 ページ、企業の資産側について、例えば日本銀行の資金循環統計における現金・預金の保有残高の推移を見ますと、企業部門の手元現預金が増加し、200 兆円以上となっております。

8 ページ、企業においてはキャッシュフロー、すなわち余剰資金が設備投資を大幅に上回っており、設備投資に回すことが可能な資金を十分に確保できる状況にあると考えられます。

次に9 ページ、大企業を中心に内部留保は一貫して増加傾向にあり、企業の財務基盤は相当程度強化されている一方、右のグラフでございますが、借入金・社債はかなり減少してきていることがおわかりいただけると思います。

なお、先ほどの現金・預金の保有残高の 200 兆円の資料について、先日、経済産業省より大企業は手元現預金を増加させていないとの話がありました。これについては、グラフからわかるように、稼いだ利益を現金・預金ではなく、借入金や社債の返済に充ててきているのではないかという点のほか、現預金以外の流動資産の推移も考慮する必要があると考えております。

他方、10 ページ目、雇用の状況を見てみると、正規雇用の割合、上の折れ線グラフでございますが、一貫して下降傾向にある一方、非正規雇用の割合は一貫して上昇傾向にあることがわかります。

続いて、11 ページ、今年7月に1万1,000社を対象に行われた民間のアンケートの結果を載せておりますが、法人税率を引き下げた場合、社員への還元、設備投資の増強、人員の増強といった投資雇用への充当よりも、内部留保や借入金の返済への充当を考えている企業が多いとの結果となっております。

先日、また、今日もこの場で議論がありました、企業の海外移転の理由について、12 ページ目の経済産業省のアンケート結果では、企業の海外移転の大きな理由は、安価な人件費、消費地への近さ、安価な部品原材料となっております。

また、13 ページ、外資系企業が日本に進出しない主な要因として、経済産業省のアンケートでは、人件費や不動産等のビジネスコストの高さ、品質や価格に対する消費者の要求水準の高さ、語学の壁等が挙げられております。

14 ページ、先日のヒアリングで、経済産業省から示されたグラフを載せたものです。その際、法人実効税率が下がるにつれて、名目GDPに占める法人税収の割合が上昇しているとの説明がありました。

他方で、15 ページ、先進国、G7について各国別に見た場合、法人実効税率、丸点の折れ線でございますが、法人実効税率が下がっていない国も、下がっている国も、2003年以降法人税収が伸びていることがわかります。

16 ページも同様でございます。

すなわち、法人実効税率の引き下げが原因で税収が伸びたわけではなく、単に世界的に経済情勢がよかったために税収が伸びたのではないかと考えられます。

したがって、14 ページ目のグラフでは、法人実効税率を引き下げれば、税収が生じること

の証拠にはならないと考えております。

以上を踏まえ、法人実効税率引き下げの検討に当たっては、法人実効税率を引き下げの場合、その目的は何か。また、国内の設備投資や雇用の維持増加とすれば、我が国企業が全体として手元現預金や内部留保を増加させる一方、正規雇用の減少や国内設備投資の伸び悩みが見られる中で、法人実効税率引き下げは有効な方法なのか。更に企業の海外流出の防止や、我が国への進出の促進とすれば、人件費等が海外流出や国内進出阻害の大きな要因となっている中、法人実効税率引き下げは有効な方法なのかといった点。更には、仮に有効な方法だということであれば、そうした効果の発現をどのように担保し、事後的に検証するのかといった点を議論いただく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、先ほど池田副大臣からお示しをいただきました企業アンケートの具体的な内容を基に、先日の経済効果の試算についてコメントをさせていただければと思います。

まず、海外移転抑制効果についてでございますが、法人税率が引き下がらない場合、それを原因の1つとして、更に海外移転するかという質問に、ほぼ確実は13社、あり得るが203社と答えた合計216社すべての税率が引き下げられれば、全く海外移転を行わないとし、他の要因で海外移転を行う可能性を考えずに、効果を試算されていると思います。

また、国内回帰効果についても、5年以内に国際的水準まで引き下がれば、国内回帰するかという質問にほぼ確実は1社、あり得るが120社と答えた、合計121社すべてが税率引き下げの場合に国内回帰を行うと仮定して効果を試算されておられますが、このことから経済効果が大きくかさ上げされていると、私どもとしては考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。一応、2つの御意見、応酬があったと思いますが、これに関しまして、御意見、御質問等があれば、どうぞお願いしたいと思います。

どうぞ。

○平岡総務副大臣

財務省さんの方で説明した資料の法人課税等の1ページのところなんですけれども、平成22年度の税制改正大綱は、法人税率を見直していく、それから新成長戦略では、法人実効税率を主要国並みに引き下げる、3段構えの経済政策も「法人実効税率の引下げについては」と書いてあって、先ほど法人実効税率というのは、尾立さんの説明だと、国税と地方税を合わせたものが実効税率だと表現されたんですけれども、実効税率というものは、どういう定義というか、概念としてとらえるかということを少し意思統一を図っておかないと、要するに租特を減らして課税ベースを広げてやったときの税収中立的なものが仮にできたとしたときに、それが法人実効税率を引き下げたことになるのか、ならないのか、そういう議論にもなっていくような気がするので、法人実効税率という言葉遣いについて、ちょっと意思統一を図っておいていただきたいということが第1点。

それから、先ほどの経済産業省さんの方で説明された資料の中に、法人実効税率が下がれ

ば、あるいは法人税率が下がれば税収が上がるんだという、7ページですか、議論があったんですけども、先ほどの財務省の説明でいくと、両者なかなか意見が合わないようなところがあるんですけども、例えば内閣府辺りで法人税率を下げた場合は、近い将来、例えば5年間くらいで、どういうふうな法人税収効果が生じるのかというものを第三者的かどうか、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、要するに経産省でもない、財務省でもないという意味ですけども、その人たちに一度試算をしてもらって、そういう効果がどうなのかというものも見えたら、少し議論の参考になるのかなと思ったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。実効税率は、租特とか課税ベースの拡大に関わるものではなく、表面の国税と地方税の税率を単純に足したものを実効税率だという定義だと承知をいたしております。

それから、内閣府については、内閣府、おわかりになりますでしょうか。

○海江田内閣府特命担当大臣

これは、いろんな前提を置く話であって、ここから先の話になるんだろうと思いますけれども、いわゆる租特など法人税の中で、表面税率でもいいと思うんですけども、それを下げたもの、大体これが5%を下げると、大体1兆4,000億くらい、それを租特を廃止することによって、それだけの形でやるのか、それともここに出ている数字では、大体租特でも本当に廃止できるものは、せいぜい5,000億から6,000億くらいだろうという話になっていると、そうするとはみ出てしまうわけですね。ですから、租特のどこを廃止して、それによって投資が減殺されるのか、これはいろんなデータの置き方がありますけれども、ただ税率を下げたことによって何%税収が増えるかということであれば、これは何も内閣府でなくたって、財務省の話で済む話でしょう。だから、もう少し話を詰めていったところで、5%なら5%下げて、だけれども、その財源をどこからもってくるかというところで条件を出してくれば、それはできると思うんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

実は、今日の統計データは出ていないんですけども、私は、やはりSNA統計、いわゆるGDP統計の中で、実は法人税収がどのくらいあるかという国際比較をやっている。これが私は一番正確だと思うんです。いわゆる法人がどれだけ負担しているか。これは明らかに調べてみると、私も日本の法人負担というのは重いんです。GDPに占める比率というのはね。

ですから、そういう意味でいうと、重い理由というのは、実は地方の負担というのが意外と重いということがあるんですけども、そういう点で国際的な比較をするという点に関して言うと、私はある程度経産省がおっしゃっていることは一理あるなと思っているんですけ

れども、ただ、下げれば、本当に投資が増えていくとか、今、内閣府の担当大臣もおっしゃったように、消費とか投資が増えていくということが非常に重要になってくるんですけれども、それを実に7ページの図が明らかにキャッシュフローが入ってきても、実は投資をしないで内部に留保してずっとたまっていくと、これが200兆もあると。ここに私は非常に今の日本経済が置かれている状況があるので、本当にこれが法人税率を下げれば、これまでは内部留保を一生懸命やっていたけれども、これからは投資に向かいますよという、本当にそこが根拠というか、法人税率だけなんですかというところが、私はそこが非常に疑問に思っているところなんです。

ですから、そういう点で、法人税の税率を下げていくということを約束されているので、そういう方向性については、先ほど言ったように、国際比較してもある程度日本が高いということではわかっていますので、そこを下げることについては、やぶさかではないんですけども、本当にそれが従業員の給料とか、あるいは雇用とか、そういったものに積極的になっていくかという点、どうもそこは日本の資本主義の性格が大きく変わってしまって、バブルのときには、非常に従業員の給料とか、そういうものが先行して上がっていくけれども、もうバブルが終わって2000年代に入った好況期を見ると、配当が増えていく、何倍も増えていく。それから、会社の経営者の、いわゆる役員報酬が増えていく、従業員の給料はほとんど上がっていかない、むしろ下がっていく。

そういう意味でいうと、どうも日本の資本主義というか、会社の経営の在り方というのが、ややアメリカナイズされているという点、本当にステークホルダーのための会社になっていないような、そういう状況になっているのではないかと。そこをやはり変えていくために、私は何らかの努力をしていかないといけないのではないかという意味で、今の実効税率のところも、私はやはりGDP比に占める実態を調べながら、最終的には国際社会の中で、先進国同士が法人税の切り下げ競争をやっては、ほかのものに影響するわけだから、これは国際社会の中で、一度OECDで税の過剰な引き下げ競争はやめるべきだと提案したことがあるんですけれども、是非そういう観点を踏まえながら、今の企業の経営パターンといいますか、こういったものを、もう少し日本の企業経営者に考えてもらおうという点、そういう努力が必要なんではないかと思ったんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ、海江田大臣。

○海江田内閣府特命担当大臣

あと、先ほどのお話でいうと、よく個人の場合は国民負担率という社会保険料が乗ったところがあるわけですね。法人の場合でも、これはその意味でいうと、まさに社会保険料の企業負担分があるわけで、その意味でいうと、法人税の国と地方の税率だけで判断できないところもあるんです。ただ、勿論、社会保険料はいろいろ種類があるし、それから事業者の規模なんかによってもいろいろあるわけけれども、そのデータはどこかに出ていますか。

○尾立財務大臣政務官

6 ページに企業の事業主負担の方は出ておりますが、合算したものは、すみません、今、すぐには。

○海江田内閣府特命担当大臣

これを乗せればいいんだけど、ただ、そのまま単純に乗せられないんだけど、ですから、あと、今の峰崎さんの話でいうと、私はこの法人税の問題というのは、かなり象徴的なのとか、勿論そこは限度があるわけだから、当面は5%くらいだろうと思うんだけど、やはり日本が世界の企業をウェルカムですよと、それから勿論日本の国の企業にも残ってもらいたいという、一種のアナウンスとか、そんなようなことで考えてもいいんじゃないかと思っているんです。ただ、勿論、その場合、それだけの一兆何千億削れるわけですから、そこをどういうふうにするかということ、これから議論しなければいけないんですが、今、これだけ議論があって、あるいはこれだけいろんな形で民主党が発信していて、そして全く触れなかったということが、果たして通るものなのかどうなのかということも若干私は危惧しております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○野田財務大臣

今の海江田大臣の御指摘に関わるんですけども、仮に経産省の御要望のように5%減らすということになったときに、減収の見方が違いますけれども、経産省は1兆円と言って、我々は1.4兆~2.4兆と言っています。いずれにしても兆単位です。

兆単位の減収になったときに、私は単なる経済対策を民主党は一生懸命考えているぞというメッセージ性だけでは済まされないと思います。

先ほどいろいろ効果の話がありましたが、これはよく法人税を下げる、実効税率を下げることによって、本当に日本経済にとってプラスなのかどうか、この効果の検証をやはり徹底してやるべきだと思います。

話は、法人実効税率ばかりにっていますが、そうではなくて、本当に投資に向けなければいけないと誘導するんだったら、同様の規模の別の観点でシフトした方がいいと思います。その意味で、法人税、実効税率を下げることの意義はもっと議論すべきだと思いますが、メッセージ性だけではいかぬと思います。

○五十嵐財務副大臣

池田さん。

○池田経済産業副大臣

峰崎さんの話は非常に重要な指摘だと思って聞いておりました。法人税の国際比較は置いておいて、いかに投資に回るか、これについては、御存じのように政府は国内投資促進円卓会議というのを設けて、今、協議をしている。政府は政策として、法人実効税率の引下げと同時に、国内投資促進を、今、やろうとしているわけですから、両論相まってやらなければいけない。ワンパッケージの政策になるべきだと、私は思います。

○五十嵐財務副大臣

中野先生。

○中野民主党税制改正PT座長

それぞれ経産省及び財務省からの両方の御意見を聞いて、それぞれに更に検証が必要なこともあるのかなど、しかと軍配を上げ切れないところがありますし、また、党サイドからすれば、党内でいろいろ議論をした上で、ここでもの申すべきことかもしれませんが、ただ、ちょっと個人的に感じたことで申し上げると、先ほど峰崎さんが言われたことを、大体私は、意見は一致すると思うんですが、おっしゃらなかったことで1つだけ思うことがあります。

それは、この資料の中で、これは経産省がおまとめになった資料の中で、法人税率が引き下がる場合、それを原因の1つとして更に海外移転するかという質問に対して、あり得るが203社、あり得ないが179社という答えがかかっています。

すなわち、ちょっとおおざっぱに言って半々というときに、それでは、その両方すべてにわたって法人税率を5%なり、下げなければいけないのか。最小の負担で最大の効果を上げる、または今、はやりの言葉である選択と集中というようなことから考えれば、結局あり得ないところの減税までしなければいけないのかという考え方もあり得ると思うんです。

ですから、今、大変財政的にも厳しい、経済も厳しい状況の中で、やはり最小の投資で最大の効果を上げることを考えれば、これらのことにもやはり真剣に注意をして判断をする、そのことも必要ではないかと思えます。

○五十嵐財務副大臣

片山大臣、どうぞ。

○片山総務大臣

経産省に少し伺いたいんですけども、実効税率を下げろという話はずっと来ていますが、実効税率だけ下げればいいのかという話になりますと、さっき平岡さんが言われたことと関連するんですけども、実効税率というものは結局、法人の所得に対する税負担の割合をいうんでしょうから、所得というものが国際的に別に必ずしも明確に決まっているわけではありませんから、所得をいじることによって税収に注意しても実効税率は幾らでもいいですか、ある程度下げられるんです。

それをやると多分、何にもならないという話になるんでしょうけれども、そういう意味で実効税率を下げればいいのか、法人の税負担を下げるということなのか。それとも、さっき言われたように、例えば投資とかそういうものを促進するというところに眼目は置かれるのか。少し私などは受けていてあいまいな感じがするんです。

それで実効税率といいますと、それでは課税ベースを拡大してチャラにしましょうという話にこちらからなるわけですね。本音といいますか、それはどの辺にあるんですか。

○池田経済産業副大臣

ずっと一貫して言っているとおり、なかなかデフレの状況で難しいんですが、やはり企業の競争力といいますか、活力といいますか、そこを活性化しようというのは大目標でありま

して、租特でやってという議論はありますが、全体として競争力が伸びるように、そのためには単年度で収支相償うのではなくて、やはり政策ですから効果を見て、効果も考えて税率を引き下げるべきである。

もう一つ、大臣のおっしゃる話で、租特で調整するというのは、これは税の三原則がありますね。公平、簡素、最近は納得というものが入ったみたいですが、要するにそういった原則にも反するということであります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

確かに、増加試験研究費が総額型に変わったというのは、法人税率を下げる代わりに総額型を取り入れたということがありまして、租特と法人税率の引下げが取引された、オルタナティブであったということがあることもありますが、先ほど申しましたように、法人実効税率という場合には表面税率を足し上げた、今でも足し上げたもので、その各個別の企業にとっての実効的な税率は何%であったかというものは、この議論の場合はまた別でございます。

それから、今までの議論の中で1つ抜けているのは、先ほど峰崎参与の方から御指摘があった、日本で高いのは、例えば日本に行きたいという企業があったときに何が障害になるかというときに、やはり地方税の法人事業税の部分が高いというのが実際には国際比較の上ではそうであると思うんです。それで、本来ならば法人事業税というものは地方にとってもでこぼこの多い税金ですから、余り地方税の安定的な収入を図るという意味ではそんなに理想的な税目ではないということで、これをもし下げられるなら下げた方がいい。

しかし、その場合には地方に新たな税源をやはり渡さなければいけないということになると思いますので、これは大がかりな税全体の改革になっていくということで、それは理想としてあるわけですが、ですから、その前に国税としての法人税だけを先に5%先取りして、全体の税体系のあるべき姿とは先に切り離してやってしまうということは本当にいいのだろうかという観点があるんだということを、今まで出ておりませんが、この問題が非常に重要であると私は考えております。

どうぞ。

○片山総務大臣

今、地方法人課税の話が出まして、法人事業税の話が出たんですが、少しお話をしておきますと、平成11年のときに事業税の税率の引下げをやったんです。これは今とやや似ていまして、法人の所得課税、実効税率を下げようということで法人税を下げて、次に法人事業税を下げたんですけれども、結局、今、五十嵐さんのおっしゃったように、それでは代替の税源はどうするんですかという話になりますと、結局課税ベースを拡大してつじつまを合わせましょうという話になるんです。

そうしますと、法人事業税の場合はどうなるかといいますと、勢い例の外形標準課税という話になるんです。今、一部で外形標準課税を取り入れているんですけれども、それで外形

標準課税というところかといいますが、所得でないところ、事業規模とか資本金とかに着目して課税しましょう。そうなりますと、結局どうなるかといいますが、赤字法人課税になってしまうんです。勿論、黒字も課税しますけれどもね。

それでさっきのお話で、赤字法人が非常に多いという話になりますと、今、この時期に赤字法人課税をやるんですかという話になって、また新たな火種をつくるわけです。ですから、私が今、総務大臣として地方法人課税を守りたいというのは、そういうけちな考えではなくて、そういうまた新しい難題・課題が出てくることに耐えられるかどうかということ、今の景気情勢と政治情勢で考えなければいけないということは、実は閣僚の皆さん方との勉強会でもお話を申し上げたんですけれども、そういう話があります。

もう一つは、よく地方法人課税は高いと言われるんですが、実はさっきの平岡さんの言われた実効税率の概念の話と関係するんですけれども、法人事業税は法人の所得に課税するんです。それで税率も決まっているんですが、実はこれは法人税の所得の計算上、損金算入されるという形になっていまして、必要経費になるんです。ですから、実は法人事業税の実効税率寄与分というものは、表面税率よりはかなり低くなっているんです。

ですから、さっき間違った説明があつて、表面税率を足し込んだものが実効税率という、あれは実は間違いで、法人事業税率は少し再計算をして。

○海江田内閣府特命担当大臣

課税所得が変わってくるんでしょう。

○片山総務大臣

はい。変わってくるんです。その辺も少し御認識をいただかなければいけない。これは事務局の方が何も訂正の手を挙げないので私がこんなことを御説明しますけれども、実はそういう、法人事業税は損金算入されるというからくりがあるものですから、その辺は御認識をください。

○五十嵐財務副大臣

すみません、法人課税等の資料の中の5ページを御覧いただきたいと思います。

(注)の1です。「上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである」とありますが、間違いというより、その部分については少し粗い話をさせていただきましたけれども、そこを調整した上で足し上げたものであるということは間違いございません。

申し訳ございませんが1点言わせていただきますと、ですから税の姿として、地方の法人課税を触ると外形標準課税にならざるを得ない。そうしますと新たな問題が出てくるという御指摘でございましたけれども、そうでなくて別の税目で考える、補うということにならざるを得ないんだろうと思いますので、ですから必ず外形標準課税になって問題を生じるということではないと思うんです。

それから、外形標準課税の場合ですと消費税とどう違うんですかという話が結局は出てきかねない問題でもあると思うので、その全体的な税制改革の中で考えるべき問題ということ

を申し上げたわけでございます。

それでは、総務副大臣、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

すみません、総務大臣、私ももうどうしても出ていかなければいけないところなので、1点、私はいわゆる、先ほど前段におっしゃっていた、課税ベースを広げて税率を下げていく。これはすごく税制改正の上に当たって重要なことではないかと思っております、いわゆるこれから後で恐らく、その財源はどこから出すんだというときに、例えば租特を見直すとか、あるいは行き過ぎた、進んでいるというふうに言っているのか、減価償却の率を下げるとか、そういう点ではやはり私は、今、私は法人のところの実態が重いんだというお話をしましたけれども、本当にやらなければいけないのは、やはりすべての法人が、この法人税率の引下げを公平に受ける。そのためには、やはり課税ベースをうんと入れていくということが今の日本にとって物すごく重要なことではないか。もしかしたら釈迦に説法な話かもしれませんが、その点だけ少し付加をさせていただきます。

○片山総務大臣

それは全く異論はありません。

○五十嵐財務副大臣

鈴木副大臣、どうぞ。

○鈴木総務副大臣

時間も限りがあると思いますので、端的に申し上げたいと思います。

設備投資の問題や海外からの企業誘致、そして海外へ出ないためにも必要であるというお話は十分わかるんですが、私はもう一つ、雇用だと思うんです。それで雇用というふうに総理が言われておって、本当にやはり中小零細企業に今、人を増やせといっても無理なんです。そこで大企業に何とかここで頑張ってもらえるというのは担保していただけたら、私は非常にこれは意味があることになるのではないかと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

小川副大臣、どうぞ。

○小川法務副大臣

法人税引下げを充当する項目で内部留保や借入金の返済が1番、2番に来たんですが、これと雇用とは全く根本的に違うと思うんです。内部留保や借入金の返済は、これは利益の中から行うわけですから、当然、法人税率がもろにきいてくるわけです。ところが社員の給与あるいは人員の増員というものは本来経費ですから、そこに払った人件費は経費で、利益はその分減りますから、実質的にはこれは法人税を丸々免税というふうな計算ができると思うんです。

ですから、法人税引下げを充当する項目で、アンケートではこういうふうに出ているかもしれませんが、実際に法人税を下げたことによる寄与は、内部留保、借入金の返済と、

株主に還元、ここに来るのであって、本来、経費勘定、損金扱いの社員の給与とかそういったことには、基本的には法人税率は関係ないのではないかと。ですから、法人税率が高くても安くても社員に還元するところはしていますので、法人税率が下がっても、もともと非課税のところはしないのではないかと。ですから、この費用以上に雇用に与える寄与度は低いのではないかと。思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○海江田内閣府特命担当大臣

ですから、雇用というものは、直接的に目に見えるのは、海外に出ていなくて、国内に企業が残ることによる雇用です。

それで私は、かなりいろんな意見があるので若干、なるほど、まだ未成熟といいますか、議論がまだまとまっていないと思いましたけれども、やはりここはこれから議論を進める上で、5%下げたときの財源をどうするのかとか、その影響がどうなるのかという形でやった方がいいと思って、その場合1つ出てくるのは、さっき先生からもお話があった、まず法人税の中で、租特の部分でどこが削れるかということをやって、法人税の中だけでやりくりができるのか。ただ、私ははっきり言ってできないと思うんです。これはできないんです。

ですから、それではその場合はどこから持ってくるのかという話で少しやってみて、それでもどうしてもだめだったら元に戻せばいいので、最初から余り効果がないということを書いてしまいますと全然話が進んでいきませんから、少しそういう検討をしてもらった方がいいのではないですか。

○峰崎内閣官房参与

私、帰らなければいかぬと言ってまだ残ってしまっていて、今の小川さんの意見に対して、私はもう少し付加価値をどういうふうに配分していくかという企業経営を見たときに、要するに企業というものは人件費も付加価値の中から出しますし、地代も払いますし、利息も払いますし、それから剰余を生み出してそれを配当にしたりするわけです。

問題は、おっしゃってきているのは、この間、ずっと賃金が、人件費が下げられっぱなしではないですか。ですから、そういうようないわゆる付加価値配分にしていることを変えさせないとやはりまずいのではないのかということの問題提起していますので、いわゆる人件費は経費ですということで、それでは経費ならもっと落とせばいいではないか。こんなに内部留保をどんどん、200兆円も出していますけれども、もっと人件費を増やして、そして人件費が増えた分、コストが上がったら、それをまた価格に転嫁するという、デフレを防ぐためにこれはやらなければいけないということなので、私はそこを、さっき鈴木さんがおっしゃったのは私も大賛成で、そのところは単純ないわゆる経費である、経費でないという問題よりも、付加価値がどう配分されるかということをやったり見なければいけないのではないかと。これは是非、確認しておいていただきたいと。思いますよ。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小川法務副大臣

ですから、雇用を重視する、付加価値を評価するということは大変重要なことですが、それは法人税率を下げたからといって、直接、そこには寄与しないのではないかと。余り直接結び付かないのではないかとということ指摘しただけであります。

○五十嵐財務副大臣

すみません、まだまだ議論は尽きないと思いますが、第1ラウンドとしてはこの辺にさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。引き続いて両省間、あるいは各省を含めての、企画委員会もございまして、また議論をこの場でもさせていただきたいと思いますが、一応、後のこともございまして、先ほど海江田会長代行の方から御提案がありました、一度、財源問題の方に移ってからもう一回戻ってみようではないかという御提言もありましたので、続きまして法人実効税率引下げのために必要な財源をどのように賄うのかに関しまして、まず国税に関して尾立政務官から説明をお願いしたいと思います。

○尾立財務大臣政務官

それでは、法人実効税率引下げのために必要な財源の検討項目について御説明したいと思います。

要望省庁の経済産業省に対しても以前、財源案を示すようお願いしたところ、先日の税制調査会の本体会合で考え方が示されましたが、具体性・確実性の観点から必ずしも十分ではなかったと考えております。今後の具体的な議論を促す観点から、この税制調査会にございます租特等PTにおいて検討してきた内容についてこれから御紹介したいと思います。

先ほどの法人課税等の資料の17ページを御覧ください。まず、そもそも課税ベースを拡大して税率を下げるのがよいのか、対象を絞った政策税制措置による重点化がよいのかという議論がございます。

それぞれの特徴を簡単に申し上げれば、課税ベースを拡大して税率を下れば、簡素で公平な税制となり、多くの企業の間で税負担を分配することで、生産性の高い企業の税負担が軽減される一方、効果は中期的・間接的なものとなる可能性がございます。

一方、政策税制措置による重点化を行えば、資本集約型産業に有利であり、適用が特定産業に偏るおそれがありますが、短期的・直接的な効果が期待できるほか、ターゲットを絞ることで、先端的な産業技術の創出につながることも期待できると考えられます。

こうした中、課税ベースを拡大し税率を下げる場合、まず減収額を見積もる必要がございます。しかし近年、法人税収の変動が大きいため、租特等PTにおいては、18ページにございますように、平常時におおよそ収まる法人税収の範囲、図を御覧いただきたいんですが、低調時ではおおよそ8.2兆円、好調時においては12.5兆円という税収を考えて、そこから法人税率を5%引き下げた際の減収額を1.4兆円～2.1兆円と見積もりました。

なお、経済産業省は平成22年度当初予算額6兆円をベースに減収額を見積もっておられますが、平成22年度予算額は補正予算で7.5兆円に増額されているのは御承知のとおりでござ

います。

その上で、租特等PTにおいて考えられる課税ベース拡大等の項目について検討を行いました。A3判の大きな紙を御覧ください。「法人税率引下げ（国税）の財源措置の例」というタイトルでございます。これを御覧いただければと思いますが、財源については基本的に、企業に関する課税ベースの拡大等により賄うとの観点で項目案をお示ししております。

具体的には、現政権で抜本的に見直すとされている租税特別措置について、特別償却・割増償却、準備金、研究開発税制、特定事業用資産の買換え特例、これに加え、法人税法に関わる課税ベース拡大の見直しとして、減価償却制度、引当金、欠損金の繰越控除制度、受取配当の益金不算入制度、一般寄附金、その他、法人関係の見直しとして、ナフサ免税を検討項目として挙げております。

また、右側に増収見込額についての粗々の試算をお出ししております。これは規模感の把握のための参考として、全廃の場合にはとといったかなり大胆な仮定を置いて増収見込額についての粗々の試算を行ったもので、単純に合計できる性質のものでないことに御留意ください。

その上で規模感を見ていただきますと、国税減収 1.4 兆円～2.1 兆円の財源を確保するには相当程度、思い切った課税ベースの拡大を行う必要があることがおわかりいただけると思います。

これらの措置については、見直しを提起する理由については、表の中央でございますが、見直しの視点にお示ししており、以下、個別に御説明したいと思います。

まず、特別償却・割増償却です。「資料（法人課税等）」の19ページを御覧ください。

特別償却・割増償却は、従来から一般的に用いられている租税特別措置です。これらは通常の償却よりも早い償却を認める措置でありまして、当初は利益を圧縮できるため、税負担は軽減されますが、その分は後で利益がふくらむこととなります。すなわち税負担を後ろに繰り延べる措置であり、実際に得をするのは、この繰延部分の利子相当額であるため、低金利下では効果は限定的と考えられます。

また、この制度は税制を複雑化し、特定の業種・企業に適用が偏っている状況にあります。右のグラフを見ていただきたいと思います。このため、廃止・縮減の検討が必要ではないかと考えております。

なお、もう一つ「参考資料」というものをA4横でお配りしておりますが、ここに特別償却・割増償却の一覧をお付けしているので、適宜御参照いただければと思います。

次に準備金でございます。20ページを御覧ください。準備金とは、将来における多額の支出や損失に備えて積み立てるものですが、特定の政策目的の下、一定の準備金の積み立てを行った場合、その全部また一部を所得から差し引くことを認めております。しかし、これも課税繰延措置でありまして、低金利下では効果は限定的であるほか、特定の業種・企業に適用が偏っております。このため、廃止・縮減の検討が必要ではないかと考えております。

再び「参考資料」に準備金の一覧もお付けしておりますので、適宜御覧いただければと思

います。

次に研究開発税制です。21 ページを御覧ください。平成 15 年度改正において、法人税率引下げに変えて大幅な拡充、総額型の導入が行われた経緯や、主に特定業種が受益しており、課税ベースも大きく侵食しております。更に、22 ページの図の真ん中にございますように、試験研究費が増加した場合の優遇措置や高水準の場合の優遇措置、図の右側でございます。更に、よりインセンティブ効果に着目したメニューのほか、試験研究費の一定割合を税額控除できる総額型、図の左側でございますが、それらが措置されており、かなりの優遇がなされていることを踏まえれば、大幅な縮減・重点化が必要ではないかと考えております。

次に 23 ページ、特定事業用資産の買換え特例でございますが、この特例は土地や減価償却資産を売却した際の譲渡益について、買換えの場合には、その 2 割のみを課税する特例でございます。もともとは特定の土地政策や国土政策に合致する買換えに課税の特例を認めてまいりましたが、平成 10 年度改正で 10 年超保有の土地等からの買換えの場合に、この制度の適用が拡大され、土地を大規模保有する特定業種に適用が偏っております。これも廃止・縮減の検討が必要ではないかと考えております。

次に 24 ページ、減価償却制度でございます。我が国は 250%定率法という償却方法を導入しており、右側の図を御覧いただければおわかりのように、減価償却のカーブが最も立っている国でございます。すなわち減価償却による費用化のスピードが世界で最も早い国の一つです。しかしながら、課税繰延措置であるため、低金利下では効果は限定的であるほか、企業は利益確保のため、償却限度額を使い切れない例も多いという状況にございます。

更に 25 ページを御覧いただくと、従業員数が多く雇用確保につながる労働集約型産業においては、設備投資が相対的に少なく、償却の早い減価償却制度によるメリットが小さいと考えられます。したがって、減価償却のスピードを緩める方向での見直しが必要ではないかと考えております。

次に 26 ページ、引当金です。この引当金には、貸倒引当金と返品調整引当金の 2 種類があり、いずれも課税繰延措置であるため、低金利下では効果は限定的と考えられます。また、税制を複雑化し、特定の業種・企業に適用が偏っている状況にあります。これも廃止・縮減の検討が必要ではないかと思えます。

次に 27 ページ、欠損金の繰越控除です。この欠損金の繰越控除制度は、過去に生じた損失を用いて、その年の所得を相殺することを可能とする制度でございます。しかしながら、近年の大幅な景気変動により、課税ベースを大きく侵食しています。例えば左下のグラフでは、平成 20 年度において、42.6 兆円の所得のうち、7.4 兆円が過去の欠損金により相殺され、課税できる所得は 35.2 兆円となっている状況にあります。更に適用が特定の業種に偏っており、右のグラフでございますが、利益が出ているのに数年にわたり納税がない場合もございます。このため、欠損金の繰越控除の使用について制限をかけることが必要ではないかと考えております。

次に 28 ページ、受取配当の益金不算入制度です。受取配当の益金不算入制度は、一定の場

合に企業間の配当に対して法人税が二重に課税されるのを調整するために、企業が受け取る配当の全部または一部に課税を行わない制度です。ただし、現行制度では資金運用を主眼として、株式を保有する場合でも受取配当額の50%分のみが課税されており、預金や債券による運用益との課税の中立性が損なわれていると考えられます。このため、この制度についても見直しが必要ではないかと考えております。

次に29ページ、一般寄附金の損金不算入制度でございます。売上との関連が薄い支出であり、現行でも所得から差し引ける金額に限度があること、主要国ではこうした一般的な制度は存在しないことから、廃止・縮減の検討が必要ではないかと考えております。

次に30ページ、ナフサ減税でございます。地球温暖化対策の観点からの見直しが考えられます。例えば地球温暖化対策のための税として上乘せする部分や、ナフサから精製されるもののうち、燃料として燃える部分については課税する合理性があると考えられます。

次に31ページ、中小企業向け租税特別措置でございます。中小企業についても、各種の租税特別措置が講じられています。経済産業省からは、中小企業者に対する軽減税率の引下げの要望がなされていますが、引下げを行うのであれば、やはりこれらの租税特別措置の廃止・縮減の検討が必要ではないかと考えております。

また、32、33ページですが、前日御紹介したように、会計検査院から中小企業者向けの軽減税率や租税特別措置について意見表示がされており、対応が必要となっております。これについては、まず経済産業省において御検討いただき、御報告をいただきたいと考えております。

最後に、34ページ以降の御説明をさせていただきます。我が国の平成10年度及び14年度改正における課税ベースの拡大例及びイギリス・ドイツの課税ベースの拡大例を掲載しておりますが、いずれも税率引下げの場合には、課税ベースの拡大によって財源確保を行っていることがわかる資料でございますので、御参照いただければと思います。

以上、課税ベースの拡大等については、国税ベースで1.4兆円～2.1兆円の財源を確保するには、相当程度思い切った課税ベースの拡大を行う必要があること、また租税特別措置については、本税制調査会等において、これまでも抜本的に見直すとしていることや、総理所信でも法人課税について、税制の簡素化を図る観点からも年内に見直し案をとりまとめるとされているところでございます。このことを踏まえ、議論を今後行っていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

次に地方税に関して、逢坂政務官から御説明をお願いします。

○逢坂総務大臣政務官

逢坂でございます。時間も押しておりますので、簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料「法人課税等〔地方税〕」の4ページを御覧ください。先ほど来財務省から法人税の課税ベースを拡大する。あるいは税率を下げるという話がございましたけれども、当然、国税における法人課税の課税ベースを拡大する。あるいは税率を下げるというこ

とになりますと、地方税の課税標準が法人税額であったり、法人所得であったりしているわけでございます。そうなりますと、当然地方税も連動して、地方の法人住民税や法人事業税にも増減の影響が出るというのが4ページでございます。

次に7ページ、法人税率を5%に引き下げた場合の地方の減収額についてでございますけれども、法人税の減収に連動して法人住民税について、2,400億円～3,600億円の減収額が生じると見積もってございます。また、国の法人税収の34%が地方交付税の原資に充てられているため、法人税が1.4兆円～2.1兆円減額するとすれば、地方交付税が4,800億円～7,100億円程度減額となるということでございます。

その上で、地方税において考えられる財源措置について説明をしたいと思いますが、A3横長の表があろうかと思えます。「法人税率引下げ（地方税）の財源措置の例」ということでございます。先ほど説明したとおり、国税における課税ベースの拡大によって、地方税においても連動して増収が生じることが見込まれるわけですが、財務省のA3の資料にある国の課税ベースの拡大項目の中で、地方税に適用されるものをそれぞれ一番目のところに掲げてございます。国税における課税ベースの拡大等によるものというところでございます。全部で租特の関係で4項目、法人税法上の措置で5項目ございます。これによる増額分の粗々の試算を右の欄に示してございます。

地方税の場合は、まず国税の課税ベースの拡大によって生じる増収によって、地方税の減収を埋めていくということがまず先決になろうと思っておりますけれども、もしこれでも減収が埋まらない場合は、その下の2番目、地方税における課税見直しというところでの対応を検討することになろうかと思っております。

具体的には、法人住民税に係る税額控除及び固定資産税に係る法人関係の税負担軽減措置の見直し、法人住民税均等割の課税区分の見直しについて、大胆な仮定を置いて増収見込額に粗々の試算を行ったところでございます。

なお、資料「法人課税等〔地方税〕」の8～12ページに、法人住民税に係る税額控除及び固定資産税に係る法人関係の主な税負担軽減措置の一覧と、法人住民税均等割の関係資料をお示ししておりますので、参照いただければと思います。

最後ですけれども、法人税率の引下げは、地方税の税源にも大きな影響を及ぼすものでありまして、この検討に当たっては地方の税収に極力影響を与えないよう配慮する必要があるのではないかと。更にまた法人税率引下げによる地方交付税の減収が生じる場合に、適切な補てん措置を講ずる必要があると考えているところでございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

随分いろいろ出ておりますので、これを検討するだけでも大変ですが、子細に検討した上

で、改めて申し上げたいと思いますので今日は総論であります、法人税率引下げの財源措置の例ということで「例」とわざわざ書いてありますので、少し控え目なところをねらったと思うんですが、これの受け止め方はどうかというと、企業増税のオンパレードですよ。そういうことも考えなければいけない。勿論これは検討対象ですから全部挙げたと思うんですが、そういう点もよく考えていかないといけないと思います。

今日、代表質問に対する菅さんの答弁を聞いていたんですが、途中いろいろありましたが、今日は、1に成長、2に財政ということで、まず成長というものを第一に考えなければならないということだけ申し上げておきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

小宮山副大臣、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

どこかに税源を求めなければいけないということはよくわかるんですけども、一点だけ厚生労働省の方から前回重点要望でも申し上げましたけれども、研究開発税制につきまして、製薬企業が非常に研究開発税制の維持がございませんと、研究開発費の比率が他産業に比べて売上高の17.2%と、ほかの産業の3倍以上を占めているのが製薬業でございまして、是非このところは、先ほどお話のあった重点化に入れていただきたいと思っております。

これはやはり世界市場の中での競争に勝たなくてはなりませんし、欧米の製薬企業の実効税率は日本の製薬企業の実効税率より低いということは、先日も重点要望の中で申し上げたとおりでございます。菅政権としても、ライフイノベーションの推進と言っておりますので、是非この部分は重点化ということで残していただきたいということを強く要望申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

細目にわたっては時間がないので大枠で申し上げますけれども、いろいろとよくもこれだけ書いてくださっているなという感じがまずします。最後に、イギリスにおける近年の主な税制改正の動向、あるいはドイツにおける近年の主な税制改正の措置、明らかにこの場合は減収に見合った形での増収を考える場合、付加価値税あるいは消費税をちゃんと入れているわけです。

そういう意味からしますと、先ほど来から議論されている法人税率の引下げの財源として示された項目の中には、先ほどの池田副大臣に同調するわけではございませんが、基本的に成長を政権として推進しようとしているのかということを考えざるを得ません。

とりわけ金融業界等の視点から考えますと、リーマンショック以降、一層厳しい状況が続いている金融業界に深刻な打撃を与える項目がたくさん含まれています。今日は申しませんが、

更にまた法人税率の引下げについては、日本企業の競争力強化等の観点から検討がなされ

ているものと理解しておりますけれども、財源確保のための税制の見直しは、ある意味でその内容いかんによってはかえって金融機関の財務を悪化させたり、企業への資金供給力をそいだり、逆に実体経済の足を引っ張る結果となりかねないおそれがあることに十分留意していただきたいということだけ申し上げさせていただいて、細目についてはまた別の機会に議論させていただきたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

池口副大臣、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

そもそも論というか、考え方をお聞きしたいんですが、ある意味各府省で減税なりをするときには、ペイ・アズ・ユー・ゴーで増税も考えろと言ってきて、お褒めをいただいたと思っておりますが、それはそれとして、またここで原資を稼ぐために増税をしるということになると、それぞれ痛みを伴うんです。

そうすると、こちらはもうもらったものだとポケットに入れられて、また出せというのは、ちょっと考え方としていかがなものかと思っていますから、もしやるんだったら最初からやってもらって、では国交省はこれだけの痛みを出せということであれば、それを前提にペイ・アズ・ユー・ゴーを考えることが発想ではないかと思えます。

○五十嵐財務副大臣

承りました。要するに何度か申し上げておりますけれども、恒久的な制度には恒久的な収入が伴わないと赤字国債で賄うことになってきますから、それは今や日本の国にとっては、日本の国自体が破滅する危機まで迫っている、その瀬戸際まで来ているということですから、単年度でパラレルと言っているわけではなくて、恒久的な減収項目については恒久的な財源を必要とするという立場で、結構期間を長く見てもいいんですけれども、そういう立場で考えさせていただいております。

各府省は各府省において、やはりそういう努力、不断の努力で見直ししていただきたいという観点でございますので、そんなきっちりとそろわなければいかぬということを行っているわけではございません。とにかくそういう観点から、なるべくイレギュラーで非効率な、あるいは相当性の低いものについては直していただきたいということでございます。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

来年度税制を考えたときに、企業に税負担が大きくなってくるかもしれないと思われるものには、地球温暖化対策税というのがあると思うんです。その税収をどういうふうにするのか、一般財源化するのか特定財源化するのかという議論も多分あるんだろうと思うんですけれども、その議論も併せてしなければいけないのではないかとということと。

その場合も含めて、今回の財源措置として挙げられているものも、やはりそれぞれの産業に与える影響が、かなり大きいものと、そうでないものがある、この増税をやったことによって特定の産業に大きく負担が生じて、その産業が壊滅的な打撃を受けてしまうことにな

ったら、何のためにやっているかわからないような話になるので、そういう増税的になるものについては、どこに、どういう影響が生じてくるのかということもちゃんと見た上で判断していかなければいけないのではないかと思います。

最後は非常に細かい話なんですけれども、先ほど課税繰延措置とっているのが幾つかあるんですけれども、そのときに実際上の効果は金利部分しかないという話だったんですけれども、この表に書いてある全廃の場合は、例えば1,200とか1,100と書いてあるのは、これは金利部分について言っているのではなくて、課税繰延をした繰延効果そのものが書いてあると思うんですけども、将来的にはそれはまた今度はあれなんですね。この数字をそのまま考えていいのかということがあるんですけれども、その辺は、減税措置に見合う増収措置だと位置づけているんですか。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

減価償却、また繰越欠損金控除の制限というものに関しては、トータルで見るとプラスマイナスゼロということになります。

○平岡総務副大臣

だから、そのときに法人税5%引下げの財源として持ってくる必要があるものとしては、1,200~1,400を持ってくるのか、それともゼロというカウントで考えるのか、どちらを考えておられるのかということを知りたいんです。

○五十嵐財務副大臣

当面の規模感と申していただければ良いんだと思います。これを足し合わせて計算するというよりは、当面こういう効果をもたらしますというふうに参考の数値として見ていただきたいと思います。

予定されていた1時間30分をもう過ぎてしまっておりますので、第1ラウンドはこういうところで、最後は仲良くというお話でございますので、最初から余り柳眉を逆立てることがないように、余計なことを申しましたが、この辺でまず止めさせていただきたいと思います。

委員の皆様、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。次回は11月9日の税制調査会でございます。主要事項のうち、個人所得課税、環境関連税制について審議を行います。また、生保年金及び専門家委員会 国際課税小委員会に関する報告を行います。本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は、速やかに退室をお願いいたします。

散会いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。